

[事案 29-191] 特定疾病給付金支払等請求

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了（一部裁定打ち切り）

<事案の概要>

告知義務違反により特約が解除され、また責任開始期前発病により特定疾病給付金が支払われなかったことを理由に、解除の無効と給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年に潰瘍性大腸炎と診断確定されたため、平成 21 年 11 月に転換した終身保険に付された特定疾病特約にもとづき、特定疾病給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に収入保障特約の一部等を解除され（なお、特定疾病特約は解除されていない）、さらに責任開始期前発病を理由に給付金が支払われなかったが、以下の理由により、特約の解除を無効とし（請求①）、特定疾病給付金を支払ってほしい（請求②）。

- (1) 募集人に腸炎により通院していることを伝えたと、「腸炎であれば大丈夫と思う」「何かあれば保険会社から確認するだろう」と言われた。
- (2) 告知時点では、潰瘍性大腸炎疑いとされていたが、所見は明らかではなく、診断はされていなかった。その後は症状が落ち着いており、平成 22 年に症状が再燃したときは「初発」とであるとされた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人が主張するような言動はしていない。募集人の言動に関する申立人の主張は変遷しており、信憑性が低い。
- (2) 申立人は、平成 21 年の健康診断で便潜血があり、精密検査で結腸のびらんが認められたほか、診断確定されるまで下痢が継続していた。症状の寛解と再燃を繰り返すのも潰瘍性大腸炎の特徴である。よって、申立人の潰瘍性大腸炎は、本契約の責任開始期前に発病したものと見える。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況や発病の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、請求①については、申立人には告知義務違反があり、募集人による告知妨害や不告知教唆があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

また、請求②については、鑑定等の厳格な証拠調べ手続を具えている裁判所で解決することが相当であるため、裁定手続を打ち切ることとした。